# 長時間労働と勤務間 インターバル制

#### 弘邦 池添

(独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主任研究員)

## 1. 長時間労働の現状と問題

総務省の労働力調査によると、平成24年平 均で、非農林業従業者5,926万人のうち、9.7% に当たる575万人が1週間に60時間以上働いて いる。これに当てはまるすべての人がホワイトカ ラーとは限らないが、単純に皆が週60時間働 いているとすると、週休2日制の下で1日当たり4 時間の残業(法定時間外労働)をしていること になる。ただ、60時間以上という括りだと、さ らに長い時間働いている人も少なからずいるだ ろう。

そもそも長時間労働とはどれくらいの長さの 時間にわたって働くことを意味するのだろうか? 人それぞれ捉え方は異なるだろう。ただ、真面 目に集中して1日8時間働くと、昼休みなどを挟 んだとしても、皆疲れたと実感するのではない だろうか? それに加え、毎日4時間の残業を し続けたら、確実に疲労は増すに違いない。

長時間労働による害は疲労の蓄積にとどまら ず、働く人本人の精神的健康、家庭生活や私 生活とのバランス (ワーク・ライフ・バランス)、 企業の生産性といった身の回りで容易に想像で きる問題のほか、メンタルヘルス不調者の増加 による社会保障費の増加、少子化のさらなる 進行(合計特殊出生率のさらなる低下)、国全 体の生産性及び国際競争力の低下などといっ たさまざまな問題をもはらんでいる。

また、ホワイトカラーに焦点を当てた場合、 適用される労働時間制度はさまざまであろう が、「裁量労働制・みなし労働」適用者の月間 総実労働時間は、他のどの労働時間制度の下 で働く人よりも長い(月に241時間以上が38.9%) という調査結果がある<sup>2</sup>。長時間労働問題は、

ホワイトカラーの働き方や、適用される労働時 間制度の在り方ともかかわっているといえるだろ う。

そこで、近年注目を集めているのが、勤務間 インターバル制である。これは、EUが1993年 の労働時間指令で定め、加盟各国が国内法化 したことで注目を集めたものである。EUの制 度では、24時間のうちに最低11時間の休息時 間(勤務間インターバル)を労働者に付与する ことを使用者に義務付けるため、1日当たりの 最長労働時間は必然的に13時間となる。いわ ば、日々の労働時間に対する間接的な上限規 制である。日本にはこのような一般的規制はな い。時間外労働の上限はあくまでも基準(労告 第154号平10.12.28) であるし、最短の単位期 間は1週間(同、別表第一)である。こうした 現行制度の状況も、日々の勤務と勤務の間隔 を一定時間空けることを意図する勤務間インタ ーバル制が注目を集めている理由の一つであろ う。

しかし、注目を集めているとはいえ、その広 がりや企業における実情はよく分かっていない。 理由はただ一つ、調査がほとんど行われてい なかったからである。おそらく、電機連合が先 進事例となる傘下の組合及び企業からヒアリン グ調査を行ったのが最初であろう3。筆者はそ れに続く形で、2012年から2013年にかけて、 裁量労働制とともに勤務間インターバル制に関 する企業等のヒアリング調査を行った<sup>4</sup>。

以下では、筆者が調査で得た知見を紹介し て、勤務間インターバル制の長時間労働抑制 効果や導入・運用に際しての課題などを提示し てみたい。

#### 2. 勤務間インターバル制の実態

筆者は、合計12のさまざまな業種の企業や 労組等団体にヒアリング調査を行ったが、勤務 間インターバル制(あるいはそれに近い制度) を導入・運用している企業等は9つあり、そのう ち8つが勤務間インターバル制と理解できる制度を導入したり、既存制度の解釈で運用するな どしていた(なお、9つのうちの8つを除く残る1 つは情報通信システム系の小規模企業であるが、その企業では専門業務型裁量労働制を導入しているところ、その他一般社員については、 22時以降の深夜残業を就業規則で明示的に禁止していた。実務上のこうした規制・運用は、 間接的な勤務間インターバル制ということがで きるだろう。)。

#### (1) ホワイトカラー職場ではない場合

8つのうちの1つの企業は、自動車(バス)事 業部門を擁していることから、バス運転士(全 員が組合員) について、「自動車運転者の労働 時間等の改善のための基準」(労告第7号平元 2.9) を遵守すべく、また、1日当たりの最大拘 東時間の16時間(同基準第2条第1項第2号)を 15時間としつつ、休息時間(勤務間インターバル) を9時間とする労働協約及び覚書を取り交わし ている。この取り決めは、組合から要求し、会 社がこれに応じる形で交わされたものである。 こうした背景には、週休二日制の導入に伴って 1日の労働時間を延長することになり、勤務間イ ンターバルの必要性が認識されたことがある。 ヒアリング時点では目に見える効果はないもの の、先の基準よりも1時間長く休めることで、疲 労回復には貢献しているのではないかと考えら れている。

また、8つのうちの別の2つは病院であり、変 則2交替制あるいは3交替勤務制で夜勤もある 看護職について、圧倒的に女性が多い看護職 のワーク・ライフ・バランスの確保や処遇改善、 質の高い看護の提供ができるよう、勤務間イン ターバル制と呼びうるシフト編成を行っていた。 ある病院では、勤務間隔は最低でも20時間、 シフトによっては40ないし60時間空いている。 もう一方の病院では、23時間30分の勤務間隔 がある。前者には組合があるものの、看護部 長らが組合からの要求に先んじて看護師等を めぐるさまざまな処遇等改革を行ってきたため、 勤務間インターバルも、組合からの要求に基づ くものではない。後者には組合はなく、看護部 長の采配によるところが大きいと思われる。こうした勤務間隔を空けるシフト編成の第一次的権限は、いずれの病院でも現場の師長に委ねられている。それを最終的にチェックするのは、いずれも看護部長であるが、特に前者の病院にあっては、シフト編成により勤務間隔を空ける取り組みを行うに当たって、現場から経営トップに至るまでの詳細な説明と議論が繰り返され、運用に至っている。こうしたシフト編成の効果としては、看護師ごとに状況や属性が異なるので一概には言えず、また、デメリットを感じている者がいる一方で、疲労の減少、精神的負荷の減少、ワーク・ライフ・バランスの確保等に貢献しているようである。

さらに、8つのうちの別の1つの企業は飲食 サービス業であり、本社ではなく、24時間営業 の店舗で働くスタッフのシフト編成において、 勤務間隔を12時間空けることを店舗運営マニュ アルに定めていた。この場合、1日8時間労働 で休憩が1時間あり、加えて12時間の勤務間隔 を設けると、残業は1日当たり最長で3時間まで しかできないことになる。こうした勤務間隔の 設定は、過半数代表や組合からの求めに基づ くのではなく、会社側の発意による。その背景 には、優秀な人材の定着と採用が経営戦略上 重要だと認識され、社員一人一人の労働環境の 改善が会社の成長の基礎であるという考えを強 化したことがある。店舗においては、社員でも パート・アルバイトでも女性が多く働く昨今、ワ ーク・ライフ・バランスの確保も背景にあった。 また、深夜労働に係るストレス軽減という観点 もあった。

8つのうちの1つは、産別労組へのヒアリング であった。この産別は、情報通信設備建設業 各社の労組で構成されている。この業界では 従来から長時間労働が問題視されていたとこ ろ、昨今の情報通信の高度化・多様化に伴っ て工事案件が増加し、現場作業員は長時間労 働による高い労働負荷に晒されている。このた め、上部産別が勤務間インターバル制導入に向 けた労使協議促進を春闘方針に掲げたことと も相俟って、ワーク・ライフ・バランス実現に向 けた取り組みの一環として、長時間労働への歯 止めと疲労回復を目的に、勤務間インターバル 制導入に取り組んだ。この産別では、具体的 には1日当たりの時間外労働を最長7時間以内と すること、休息時間(勤務間隔)を最低8時間 とすること、休息時間が翌勤務に食い込んだ

場合は勤務したものとみなすこと(実際に勤務 しなくても給与が支払われること)の三つを盛 り込む協定の締結を目指した。その結果、ヒア リング時点で、83の交渉単位(企業数)のうち 14の交渉単位で勤務間インターバル制が導入さ れた。制度内容は交渉単位で若干異なるが、 インターバル時間数は8時間、8時間プラス通勤 時間、あるいは10時間と協約上定められ(36協 定を参照する形式)、36協定を別途締結し、併 せて就業規則の改定も行っている。なお、ヒア リング時点では、10の交渉単位で協議継続中 であった。協定締結に至った交渉単位では、 既にその親会社で特殊超過勤務に関する協定 が締結されており、現場では親会社の作業員と 子会社の作業員が一緒に作業を行っているこ ともあって、親会社の協定を足掛かりに協議を 進めることができるといった下地があった。他 方、未だ協定締結に至っていない交渉単位で も、時間外労働の上限を定める協約はある。 勤務間インターバル制の導入により、ダラダラ 残業がなくなった、昼夜連続勤務がローテーシ ョン勤務になった、休息時間が翌日の勤務時 間に食い込んでも気兼ねなく出勤できるように なった、というメリットがみられる。一方で、休 息時間が翌日勤務へ食い込んだ場合、ノーワ ーク・ノーペイではなくなるため、会社側の抵 抗感が強いことと、所属する会社によっては、 組合員から、従来であれば勤務明け休暇が付 与されていたのに、みなし勤務のために出勤し なければならないといった声も聞かれ、協議が 進まない場合もあるという。

#### (2) ホワイトカラー職場の場合

ここまでは、ホワイトカラーに特化した勤務間インターバル制の話ではなかった。しかし、さまざまな業種業態や職種の職場において勤務間インターバル制が一定程度有用であることを理解頂けたのではないかと思う。ここからは、8つのうち3つあったホワイトカラー職場での勤務間インターバル制のヒアリング調査結果を概説しよう。

多岐にわたる分野を手掛ける大規模製造業では、組合が労使交渉の論点の一つとして会社側に要求したことを契機に労使で議論が積み重ねられ、導入されるに至っている。この会社ではとりわけ、長時間労働が常態化していたため、人数こそ多くないものの、人日数で換算すると相当程度のメンタルヘルス不調者がい

た。このため、組合側としては、長時間労働削 減というストレートな手法ではなく、勤務間イン ターバルという間接的な方法で長時間労働削減 に取り組んだ。したがって、導入の意図としては、 従業員の疲労回復と健康維持が主眼であるが、 同時に、業務の効率化やワーク・ライフ・バラ ンスの確保といった多様な視点も労使で共有し ていた。この会社のインターバル時間は最低7 時間とされ、中央労使の協定をベースに事業所 ごとの労働協約(36協定あるいはその附帯覚 書) で定められており、事業所ごとに独自のイ ンターバル時間を定めることはできない。そして、 7時間という時間数はあくまでも努力義務規定 であって、強行規定ではない。多岐にわたる分 野を手掛ける大規模製造業という業態・職種 の多様さを考慮した工夫といえるだろう。適用 対象は全組合員で、数万人に上る。ヒアリング 時点では、依然目に見える効果が現れていると は確認されていないが(組合が詳細に状況を 把握している中途であった。)、メンタルヘルス 不調者の多くはホワイトカラー従業員であると 認識されている中にあって、その数の抑制や予 備軍に対する予防になることが期待されてい る。会社側としても、労使協定に基づいて、各 管理監督者に対してその部下に係る業務指示 の際にインターバル時間の確保について通知し ているという。

情報通信システム系大規模製造業の会社で は、組合の要求に応じて、会社側は深夜勤務 者の健康への配慮という形で勤務間インターバ ル制を運用している。この会社では二種の裁 量労働制とともにフレックスタイム制を導入して いるが、コアタイムの開始時刻が従来の10:00か ら8:30に変更されたことに伴って運用が開始さ れた。適用対象は時間管理されている者(裁 量労働制が適用されていない者)で、すべて の職種である。インターバル時間は8時間であ り、就業規則上の、業務上の必要性に応じて 労使の個別協議を経て始業時刻を変えること ができる、との定めの解釈を通じて運用されて いる。具体的な手続として、従業員本人がその 上司に対して事前申請書類を提出し、上司が人 事部にその書類を提出する。そして、人事部が 組合に申請する。ただ、この会社では、全社 的な方針として、8:30には出社して従業員間で コミュニケーションを取ることになっているた め、この方針が崩れないように、インターバル 時間の利用は1ヵ月当たり8回までとされている。

これも、業種業態に応じた労使の工夫であろう。 また、別の情報通信システム系大規模企業 では、現場の建設作業員については、従来から、 先の産別と同様に勤務間インターバル制を導入 しており、その時間数は7時間である。他方、 新たに二種の裁量労働制を導入したことに伴っ て、長時間労働の予防や裁量労働制適用者へ の健康配慮の観点からインターバル制を導入し ている。こちらのインターバル時間は8時間であ る。裁量労働制適用者について、みなし時間 とみなし時間を超えて働いた時間が13.5時間に 至った場合、次の勤務開始まで8時間のインタ ーバルを空けることが労働協約と就業規則に定 められている。この場合、インターバル時間が 翌勤務時間に食い込んでも賃金は減額されない (月額固定給制であることもある。)。 もっとも、 ヒアリング時点では、裁量労働制を導入してか ら日が浅いため、インターバル制の利用実績は ない。また、労組としては、今後の動向を見な がら裁量労働制適用者から聴き取りを行って運 用状況をチェックし、不適切な対応があれば是 正を行っていくという。課題としては、インター バル時間には通勤時間も含まれていることか ら、今後は、適用対象の拡大とともに、インタ ーバル時間の設定を精緻で明確なものにしてい くことが必要ではないかと考えられている。

### 3. 政策・制度化は必要か?

これまで、さまざまな業種業態や職種の勤務間インターバル制の導入・運用事例を見てきた。結論を先取りすると、筆者は、政策議論は必要だと思うが、即、制度化が必須だとは思わない。見てきたように、各企業等の実情は、業種業態・職種によってさまざまであり、一律に法的規制の網を掛けることが長時間労働の予防や抑制等にとって果たして適切な手法なのか、疑問があるからである。また、規制が一つ増える分、労使双方にとって余計なお世話になってしまう場合がないとはいえないだろう。

確かに、労働法学説上は、時間外労働規制の緩慢さが長時間労働を誘発しており5、一日当たりの最長労働時間規制を設けるべきである6といった意見が見られる。また、ホワイトカラーにかかる弾力的労働時間規制を推進する立場と思しき学説にあっても、まず解決すべきは節度のない長時間労働の蔓延をなくすことであるといった見解7がある。

いずれにしても、ホワイトカラーを含めて長

時間労働を削減すべきであるという基本的方 向性は一致しており、筆者もまったく異論はない。ただ、その進め方として、誰が中心になって、 どのように進めていくのかが大きな問題である。

ヒアリング調査から窺い知れたことは、法令 上、勤務間インターバル制はなく、また、時間 外労働の上限も基準に過ぎない中で、個別労 使(場合によっては会社側) が協議を積み重ね ていく過程で創意工夫を凝らし、辿り着いたの が、実態として見られる勤務間インターバル制 だということである。 労使 (あるいは個別企業) が先取りして出しているその結論に対して、事 後的に国が法令をもってとやかく言うべきであ ろうか? 反対に、先進事例があるからと言っ て、勤務間インターバル制が、ヒアリング事例 の他の業種業態・職種でも汎用性があると考 えるのも、また、適切ではないのではないだろ うか? 結局、政策・制度として国ができるの は、長時間労働削減の選択肢の一つとして示 すことではないかと筆者は考える。

すると、ヒアリング調査結果に見るような組合側の努力の積み重ねと、それに耳を傾ける経営側の真摯な姿勢が必要であるし、あるいは、経営側が独自に長時間労働削減等の必要性を適切に認識する(であろう)という性善説に立った理解が必要なのかもしれない。

長時間労働がはらむ問題は多岐にわたるため、これと勤務間インターバル制をめぐる議論は、まさに労使自治、労使コミュニケーションの重要性を重たく認識すべき問題といえる。同時に、企業側・経営者の質が、その従業員に対する処遇改善の取り組みとして現れる形で、問われているといえるだろう。

<sup>1</sup> 本小稿で述べる意見はすべて筆者個人のものであり、 所属組織のものではないことに留意されたい。

<sup>2</sup> 労働政策研究・研修機構 (2009)『働く場所と時間の多 様性に関する調査研究 (労働政策研究報告書No.106)』 p.5、第1-2-5図参照。

<sup>3</sup> 電機連合総合研究企画室(電機総研)(2011)『電機連 合2020年のワーク・ライフ・バランスの実現研究会報 告(電機総研研究報告書シリーズNo.13)』p.68以下参照。

<sup>4</sup> 労働政策研究・研修機構 (2013) 『労働時間に関する企業等ヒアリング調査 (JILPT資料シリーズNo.120)』として取りまとめている。ヒアリング調査の詳細はこれを参照されたい。

<sup>5</sup> 梶川敦子 (2008)「日本の労働時間規制の課題」日本労働研究雑誌No.575, p.21参照。

<sup>6</sup> 和田肇(2007)「労働時間規制の法政策」日本労働法 学会誌No.110, p.72参照。

<sup>7</sup> 菅野和夫 (2012) 『労働法 [第10版]』(弘文堂) p.380参照。